

見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年11月29日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第18号

見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則
見附市病院事業使用料及び手数料条例施行規則（平成4年見附市規則第18号）
の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「被保険者証」を「マイナ保険証又は資格確認書」に、「条
例第3条第1項」を「同項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。